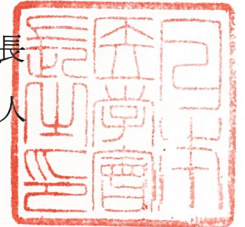


医学会発第13号
2022年4月27日

日本医学会分科会
理事長・会長 殿

日本医学会長
門田 守人



再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する
省令の施行について(周知依頼)

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、令和4年3月31日付にて、厚生労働省医政局長より、別添の通り、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の周知依頼がありましたので、貴学会の会員各位に周知の程よろしく申し上げます。

<関連 URL は以下のとおりです>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000923198.pdf>

なお、詳細は、厚生労働省医政局研究開発振興課【電話:03-5253-1111(内線:2587, 4157)】にお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

日本医学会事務局 森田

Tel 03-3946-2121 (内 3241)